

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公表番号】特表2007-504419(P2007-504419A)

【公表日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-008

【出願番号】特願2006-526172(P2006-526172)

【国際特許分類】

F 16 J 3/04 (2006.01)

F 16 J 15/52 (2006.01)

F 16 D 3/84 (2006.01)

【F I】

F 16 J 3/04 A

F 16 J 15/52 C

F 16 D 3/84 W

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月7日(2007.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の端部と、

第2の端部と、

前記第1の端部及び第2の端部間に延び、かつ各々が異なる材料を含むグリースに対して耐性のある内層とオゾンに対して耐性のある外層とを備えるブーツシール壁と、から成るブーツシールであって、

前記ブーツシール内層は、前記第1と第2の両端部に露出された端部領域を有し、前記外層は前記端部領域が外部環境に露出されないよう、前記内層の周囲にあることを特徴とするブラシツール。

【請求項2】

前記内層は水素化ニトリルゴムを含み、前記外層はエチレンプロピレンジエンゴムを含んでいることを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項3】

前記外層及び内層がエラストマーで作られていることを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項4】

前記エラストマーが、ゴム及び熱可塑性エラストマーを含むことを特徴とする請求項3に記載のブーツシール。

【請求項5】

前記外層及び内層が互いにボンディングされていることを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項6】

前記外層及び内層が互いに接着されていることを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項7】

前記内層及び外層間のボンディング領域にかみ合った従順層をさらに有することを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項8】

前記内層と前記外層のそれぞれの層は大略均一な厚みを有することを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項9】

前記内層と前記外層の少なくとも1つはブーツシールの長さに添って厚さが変化していることを特徴とする請求項1に記載のブーツシール。

【請求項10】

第1のジョイント部品に接続される第1の端部と、

第2のジョイント部品に接続される第2の端部と、

前記第1の端部及び第2の端部間に延び、かつ各々が異なる材料を含グリースに対して耐性のある内層とオゾンに対して耐性のある外層とを備えるブーツシール壁と、から成るジョイントをシールするためのブーツシールであって、

前記ブーツシール内層は、前記第1と第2の両端部に露出された端部領域を有し、前記外層は前記端部領域が外部環境に露出されないよう、前記内層の周囲にあることを特徴とするジョイントをシールするためのブーツシール。

【請求項11】

前記内層が水素化ニトリルゴムを含み、前記外層がエチレンプロピレンジエンゴムを含むことを特徴とする請求項10に記載のブーツシール。

【請求項12】

前記外層及び内層がエラストマーで作られていることを特徴とする請求項10に記載のブーツシール。

【請求項13】

前記エラストマーが、ゴム、熱可塑性エラストマーを含むことを特徴とする請求項12に記載のブーツシール。

【請求項14】

前記外層及び内層が互いにボンディングされていることを特徴とする請求項10に記載のブーツシール。

【請求項15】

前記外層及び内層が互いに接着されていることを特徴とする請求項10に記載のブーツシール。

【請求項16】

前記内層及び外層間のボンディング領域に、かみ合った従順層をさらに有することを特徴とする請求項10に記載のブーツシール。